

平成 30 年度 第 6 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 9 月 20 日(木) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 非農地証明について

第4 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第5 その他

○ 出席農業委員（11 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子
5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋
9 番深野政勝 10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（10 名）

崎谷靖徳、佐々木康規、佐々木要、河村博幸、流理森
湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いたします。

会 長 おはようございます。連日、委員の皆様には農地利用状況調査で大変ご苦労頂いております。今月いっぱいまでに報告をお願いしたいと思います。また、先日、都治町の方で大きな火災が発生いたしました。農業倉庫等からの火事ということで、皆様にも非常に身近な事だと思います。皆様も作業には十分注意

して頂いて、こういった乾燥等が火元にもなりますので、気を付けて頂きたいと思えます。それから、先日の新聞ではトラクターの下敷きになって亡くなられた方がおられました。農作業の際は注意をしながら作業をして頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より、平成 30 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員から欠席の報告を頂いております。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思えますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、4 番 和田委員、5 番 二本木委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第 5 条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第 2、議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。場所は位置図の 1 ページをご覧ください。農地の所在は、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は駐車場です。転用理由は申請地を取得して、駐車場用地として利用するものであるということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円です。担当委員は深野委員、工期は許可の日から平成 31 年 1 月末日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。この地域は通称二宮町の青山と言われている。上の真ん中から左下へ 9 号線が走っております。左側が波子方向で、右側が都野津方向です。9 号線沿いに●●●●というパン屋があります。このパ

ン屋の所から●●●mくらい南へ進んで頂いて、右折した三軒目あたりに●●●●●さんのお宅があります。その隣が空き地になっておりまして、農地となっておりますが、何にも作ってはおられないという所です。たまには車を置かれていたのではないかと見受けられました。周りはたくさん家が建っておりますので、特別悪い影響は無いかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 江津町 》

会 長 　議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は申請地を取得して、個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は原田委員、工期は許可の日から平成31年8月31日です。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 　場所は位置図の2ページをご覧ください。9月13日に現地を確認いたしました。場所は江津市役所の本庁舎前に、●●●●場所があるのですが、この丁度、裏手にあたります。位置図で言いますと斜線が引いてある部分の左の方が申請地になります。現地は草が生えていまして、近年は耕作しているような状

況はありません。周囲にも耕作しているような畑もありませんし、問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 　議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、公務員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は申請地を譲り受けて、個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は原田委員、工期は許可の日から平成31年8月31日です。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 　場所は位置図の3ページをご覧ください。右上から左下に中央部に走っているのが、国道9号線になります。この真ん中辺りに、信号のマークと9と書いてある所に、●●●●医院の西隣になりますが、●●●●薬局があります。ここを江津市役所の方から来ますと、右折になります。そこから50mか60m入った所を左折しまして、30mから40m進んだ所が申請地になります。申請地の両サイドは農地ということですが、耕作はされていない状態で、果樹らしきものが両サイドの一部に点在しているような感じです。あとは草で覆われていまして、近年耕作はされていないような状況です。排水については、公共

下水道に流すということで、周囲への影響は無いということです。東側には擁壁がありますが、西側についても新たに擁壁を設置して、農地に生活用水等が入るのは防ぐということで問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 江津町 》

会 長 　次に、議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、事務員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、自営業の方です。転用目的は駐車場です。転用理由は自営業を営んでおり、依頼者のための駐車場が不足しているため駐車場にしたいということです。申請人は神移行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は原田委員、工期は許可の日から平成30年9月末日です。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 　場所は位置図の2ページをご覧ください。江津市役所本庁舎前の、●●●●の真裏になる土地です。斜線が引いてある部分の左側になります。こちら先程と同じような状況でカヤ等が生えておりました、何年も耕作をしていないような状況の農地です。こちらは自営業を営んでおられまして、駐車場が少ないということで駐車場にしたいということで、問題は無いかと思えます。ちなみに、●●●●さんの事務所ですが、●●●●の裏手に交差点がありまして、交差点

の右手の方に●●●●さんというお宅があります。その隣が事務所になっております。この近所に少し広い駐車場を借りたいということで、歩いて十分行ける距離だと思います。申請につきましても問題は無いかと思っております。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

非農地証明

《 松川町太田 》

会 長 　次に日程第 3、議案第 2 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員と流推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿が畑で、現況は山林です。面積は●●●㎡です。権利の種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の二本木委員と農地利用最適化推進委員の流委員です。以上です。

会 長 　それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

5 番委員 　説明をさせて頂きます。位置図の 4 ページをご覧ください。この場所につきましては、だいたい非農地証明ということで出てきている所でございます。9 号線から 261 号線を入れて行きますと、●●●●の町を抜けて●●●●の採石場がございます。そこを過ぎますと、今は辞めておりますが●●●●採石、その先が●●●●採石と採石場跡がございます。この位置図で言いますと、●●●●採石

と●●採石の間あたりになるかと思えます。再々、出ておりますように、ここにつきましても、申請地に行く道もありませんし、なかなか現地の確認というのは難しいです。9月16日の日曜日に261号線から確認ということで、流推進委員と確認いたしました。このような状況でございますし、現状も山林となっておりますので、やむをえないのではないかと思います。以上です。

会 長 続いて流推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

流進委員 日曜日に現場を確認いたしました。●●●●の地肌が見えている所70mくらい、●●採石場も地肌が出ている。ここは丁度、谷あいなのですが、谷あいと言っても50mくらい絶壁を登って行くような所です。写真の左上は●●●●の入梅道に上がります辺りの写真です。この谷伝いにずっと入って、まだ農地が寺の近くの方までであると聞いたのですが、行かれるような所ではないです。そのようなことで、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

《 渡津町 》

会 長 次に日程第3、議案第2号「非農地証明の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく4ページをご覧ください。場所は位置図の5ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿が畑で、現況は山林です。面積は●●●㎡です。権利の種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の佐々

木英夫委員と農地利用最適化推進委員の野村委員です。以上です。

会 長 それでは、調査結果の報告をいたします。非農地証明の写真を見て頂きまして、先程、二本木委員がいわれましたように、毎回同じ写真です。皆さん記憶にある所だと思います。また位置図につきましても毎回同じような所でございます。今回、この判定を出そうとする本藤行政書士さん、それから●●●●さんに今の状況と今後の状況をお聞きしました。聞いた内容によりますと、島根県の指導等がありまして、国道 261 号線が下を走っているということから、安全性を確保するために、道路等に危険が及ばないように、採石場の落石等がないような整備をなささいということから、現在このような頂上辺りまで範囲を広げて崩して、危険が及ばないように進めているとのことでした。先般、事務局より、この頂上辺りの公図等の詳しい地図を頂いたところ、●●町あるいは●●●●、まだまだたくさんの農地がありました。これはどうなるのかということですが、現在このようなところ全て工事を進めていく必要があるということですので、現在、ほとんどが不在地主のようでして、いわゆる相続が出来ていない、そういった相続の手続きが難航しているということ、ある所では二十数人の相続を遡っていかないといけない等、色々あるようでして、そのような相続の書類上の手続きや証明等が出来次第、農業委員会に提出をさせて頂いているということでした。採石場の会社としては、出来るだけまとめて早く提出をしたいのだけれども、なかなか書類上の手続きが進まないのだということ、ご理解を頂きたいということでした。安全上の確保という面から、工事が進んでいるようすし、更にまだこの案件が出続けるようですので、ひとつご理解を頂きたいと思います。私の方からは以上です。それでは、野村推進委員からお願いいたします。

野村推進委員 今、お話があった通りですが、この案件は 3 月にも地番が●●●●地番台で 12 筆。6 月にも●●●●の地番で 1 筆、8 月にも 2 筆ということで、今回●●●●が新たに出てきました。これから、どんどん話が進めば同じような案件が、毎月のように出てくるのではないかと思います。以上です。

会 長 先程、報告漏れがありましたけれども、私共は●●町でしておりますが、●●●●の地域も一緒の内容のようでして、今後進めていかれるということですので、特に相続の書類上の関係ということになっていきますので、ご理解を頂けたらと思います。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第4、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思っております。まず1ページです。今回は桜江地区が●●●●。江津地区が●●●●と出ております。合計で5年間の設定が、田が3筆で●●●●㎡、畑が1筆で●●●●㎡です。10年間の設定が、田が6筆で●●●●㎡、畑が8筆で●●●●㎡です。合計で田が9筆で●●●●㎡、畑が9筆で●●●●㎡、合計18筆で●●●●㎡です。その内、新規の田が●●●●㎡、畑が●●●●㎡、合計で●●●●㎡です。再設定が、畑が●●●●㎡で合計●●●●㎡です。2ページをご覧下さい。農地の所在は桜江町●●●●番、地目は登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。同じく●●●●番、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。同じく●●●●番、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。合計4筆で、●●●●㎡です。これは再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。権利の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、島根県松江市黒田町432番地1です。利用目的は畑で、期間は●●●●です。10a当り賃借料は●●千円です。賃貸借で農地中間管理事業です。続きまして、桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。権利の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、島根県松江市黒田町432番地1です。利用目的は畑で、期間は●●●●です。10a当り賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業です。3ページをご覧下さい。農地の所在は

●●●●、登記簿現況ともに田で●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●方です。権利の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、島根県松江市黒田町 432 番地 1 です。利用目的は田で、期間は●●●●です。10a 当り賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業です。次に桜江町●●●●番、登記簿現況ともに畑で●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市桜江町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、島根県松江市黒田町 432 番地 1 です。利用目的は畑で、期間は●●●●です。10 a 当り賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業です。続きまして、桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市桜江町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、島根県松江市黒田町 432 番地 1 です。利用目的は畑で、期間は●●●●です。10a 当り賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業です。続きまして、桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市桜江町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、島根県松江市黒田町 432 番地 1 です。利用目的は畑で、期間は●●●●です。10a 当り賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業です。続きまして、桜江町●●●●、地目は登記簿が田で現況は畑、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市桜江町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、島根県松江市黒田町 432 番地 1 です。利用目的は田で、期間は●●●●です。こちらは使用貸借の中間管理事業です。続きまして、跡市町●●●●番、登記簿現況ともに田で●●●㎡の内●●●㎡です。同じく●●●●番、登記簿現況ともに田で●●㎡です。同じく●●●●番、登記簿現況ともに田で●●●㎡です。同じく●●●●番、登記簿現況ともに畑で●●●㎡です。合計で田が 3 筆で●●●●㎡、畑が 1 筆で●●●㎡、合計で●●●●㎡です。これは新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市跡市町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用目的は採草放牧地ということで、羊を飼われるそうです。期間は●年間です。使用貸借です。続きまして、松川町●●●●、登記簿現況ともに田で●●●●㎡です。新規で

す。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市松川町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が農事組合法人●●●●です。利用目的は田で、期間は●●●●です。使用貸借です。同じく松川町●●●●、登記簿現況ともに田で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市松川町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が農事組合法人●●●●です。利用目的は田で、期間は●●●●です。使用貸借です。同じく松川町●●●●、登記簿現況ともに田で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。権利の設定を受ける者が農事組合法人●●●●です。利用目的は田で、期間は●●●●です。使用貸借です。同じく松川町●●●●、登記簿現況ともに田で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市松川町●●●●の方です。権利の設定を受ける者が農事組合法人●●●●です。利用目的は田で、期間は●●●●です。使用貸借です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 　一つ聞きたいのですが、賃貸借の所で農地中間管理事業となっていますが、賃借料の金額が変わっているのですが、ほとんど●●●●円だったと思います。それ以上のものが出ているので、これはどういう関係なのですか。

事務局 　これにつきましては、中間管理事業ということでされて、管理事業自体、後に借りられる方があっての事業で、相対の関係で借りられる側と貸す側の単価が当然そこへ出てきます。一概に管理機構がされるから全部が●●●●円だということはありません。

●番委員 　そうすると、借り手が無いと中間管理事業に入れないということですか。

事務局 　そうです。前からずっと言っておりますよね。この件について。

●番委員 　意味ないのでは。出来ないのなら。

事務局 　機構自体もそこまで、各地元の個人で毎回話は出されるのですが、なかなかそれを掘り起こすというのは難しい。どうしても誰かをというのを、それを市の農林水産課の方が斡旋しながら、話をしながら。

事務局 　機構が入ることによって安心して貸し借りが出来ますよね。

●番委員 　わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

●番委員 8番の所ですが、羊飼いをされると言われていましたが、この方は以前から土地を探しておられた方ですか。

事務局 そうです。●●●●から羊を20頭くらい飼っておられまして、江津市ビジネスプランコンテストで応募をされまして、その関係でこちらに来られるということで、農地を探しておられました。

●番委員 わかりました。

会 長 今の話ですが、1haくらいを探していたと思いましたが。

事務局 ここに出ているのは田だけですが、周辺の山がありますので、そこも利用されるようです。

会 長 わかりました。他に何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後に行います。よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第6回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員

